

第19回あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会
ヒアリング資料

日本保健鍼灸マッサージ柔整協同組合連合会
理事長 吉田 孝雄

今回の受領委任制度による指導監督の仕組みの導入としての資料「あー2 30.3.2」についてその付番にそって質問及び意見を申し述べます。

1. 受領委任契約について

●この度の厚生労働省（案）について、当連合会としては支持致しますが、以下のとおり、質問及び意見を申し述べます。

- ① （社）共済組合連盟、（社）地方公務員共済組合協議会、及び防衛大臣等の療養費を取り扱うためには、地方厚生（支）局並びに都道府県知事との契約とは別に、個別に登録しなければ療養費の取扱いができないのかお聞きします。
- ② 施術管理者の登録につきましては、「施術者の免許ごと」の登録になると思うが、同一人が一人で①はり師、②きゅう師の免許を取得している者も、それぞれの登録になるのですか。
- ③ 施術所の制限について、そもそも施術所をもたない出張専門の施術者の場合は、どのようになるのですか。
- ④ 往療が必要な患者の場合、患家の定義が必ずしも明確になっていないことから、自宅や介護施設、具体的にはショートステイ先など、一定でない場合の取扱いはどうなるのかが明確になっていません。患者によっては、自宅以外の2か所以上の介護施設等で施術を受けている場合があります。
- ⑤ 支給申請にあたっては、複数の施術者が一人の患者に対して施術を行った場合も、施術管理者の名前で申請してよろしいですか。
（*保医発第0626第3号平成29年6月26日医療課長通知「施術を行った施術者が同一月内に複数いる場合は、「摘要」欄等にそれぞれの施術した施術者氏名とその施術日について、施術者に記入を受ける取扱いとすること。」）

（医師の同意・再同意について）

○受領委任に係る契約にあたり、「医師の同意・再同意」について、明確にしていたきたいと思います。

・あん摩・マッサージ・指圧の施術に係る療養費は、筋麻痺・関節拘縮等であって、医療上マッサージを必要とする症例について支給対象とされています。

・また、はり、きゅうの施術に係る療養費は、神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症のいわゆる6疾病と、これら6疾病以外の疾患であって慢性的な疼痛を主症とし医師による適切な治療手段のないものが支給対象とされています。

・保険者がこれらの施術が療養費の支給対象に当たるかどうかを判断するため、医師の同意・再同意は重要であり、また、施術を必要とする患者が適切に施術を受けられるようにすることが重要であります。このため、厚生労働省は過去から何度も通知等により、同意書を作成する医師に対して、

① 同意書の必要性や意義

② 留意事項通知等で示されている同意書を作成するにあたっての留意すべき事項

等について整理し、理解の浸透を図ることとされてきておりますが、いまだに同意書の交付が拒否されるとの訴えがあります。

・保険医療機関において療養費に係る同意書を交付した場合の診療報酬として認められている「療養費同意書交付料（現行：100点）」を引き上げて、医師の判断をより尊重するための料金改定の必要性を訴えます。

7. 登録の更新制について

あはき療養費に受領委任の取扱いが導入されることによる最も顕著に期待が集まる「行政当局による指導監査体制の確立」に期待するならば、柔道整復師と同様に、定期的に地方厚生（支）局並びに都道府県知事による集団指導及び個別指導、並びに監査が行われることになれば、これは「不要」と思われます。施術者の資質の向上、取扱いの適正化等に関する講習は、施術者団体で各々実施すればよろしい問題であると思われます。

10. 保険者の裁量について

受領委任の取扱いが正規に導入されても、受領委任の取扱いを採用するかどうかがあくまで「保険者の（自由）裁量権に委ねられる」となれば、「受領委任」「代理受領」「償還払い」の三つ巴の事務処理が混在することになり、施術所の事務負担が増加するばかりですので、この点につきましては、施術所の窓口における混乱の回避策の構築はもとより、そもそも患者保護の見地による明快な事務処理の策定を求めます。

また、患者の混乱を避けるために受領委任の取扱いを行う保険者名を厚生労働省のホームページに掲載するとともに、国民に広く周知されることを要望します。

あはき療養費の受領委任の取扱いを採用するかどうかについては、保険者の裁量によることとするとされていますが、全保険者が参加されることを強く求めます。

以 上